

令和6年奥能登豪雨で被災された農業者のみなさまへ

R6.12月 石川県農林水産部生産振興課

営農環境整備支援事業(豪雨被害)のご案内

※国事業名:持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

奥能登豪雨と能登半島地震の二重被害にあわれた農業者の営農環境の整備を支援します



支援対象者

令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨との**二重被害**にあわれた農業者

※二重被害にあった農業者とは、能登半島地震、奥能登豪雨被害の両方にあったことを市町が認めた者

支援の内容

以下の取組を行った場合に支援します。

被害内容	支援の対象となる取組	支援単価・補助率 ※1
ほ場に土砂等が流入した ※2	①流木や瓦礫、土砂等の農地からの撤去、均平化を自ら行う取組	定額補助 上限30,000円/10a
	②農作物残さを自ら処理する取組	定額補助 上限12,000円/10a
農業施設・機械が被災	③被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃	定額補助 上限1,600円/m ² (建築面積)
	④豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理	修理費の 2/3以内 ※修理費上限100万円/戸
次年作の品質低下が懸念される	⑤堆肥散布等の土づくり	定額補助 上限12,000円/10a
	⑥災害復旧事業開始前のほ場での病害虫拡散リスク防止のための除草 ※3	定額補助 上限6,000円/10a/回 ※除草回数上限4回

※1 支援単価は、予算額の範囲内で調整する場合があります

※2 災害復旧事業や農家等手づくり復旧支援事業など他の事業との重複支援は不可

※3 中山間地域等直接支払事業など他の事業との重複支援は不可

申請・実績報告に必要な主な書類

以下のような書類が必要になる予定です。ご準備をお願いします。

流木等の撤去、土づくり、病害虫拡散リスク防止のための除草

- 被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- 取組後の写真
- 作業記録 (流木除去や土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)

作物残さの農地へのすき込み

- 水稲共済加入申込書や共済金支払通知書など、令和6年に被害ほ場で水稲を作付けしたことが分かる書類
- 取組後の写真
- 作業記録 (残さ処理などの、作業日時や内容を記録したもの など)

被災した納屋・倉庫・パイプハウス等からの土砂撤去、清掃

- 被災状況が分かる写真(写真が撮れない場合は理由書でも可)
- 取組後の写真
- 作業記録 (土砂撤去などの、作業日時や内容を記録したもの など)
- 固定資産税の納付書など、床面積がわかる書類

豪雨後の農作業により故障した農業機械の修理

- 請求書、領収書 など修理金額がわかる書類
- 豪雨後の作業により破損したことの証明

第1回締切 1月20日(予定) 最寄りのJAまで
※令和6年度中に完了する取組は今回できるだけ申請してください
(今後の募集は調整中)

相談窓口

申請や事業に関するお問合せはお近くの現地相談窓口までご相談ください。

現地相談窓口	所在地	電話番号
JAのと 本店	鳳珠郡穴水町字大町ほの95	0120-338-250
七尾市役所本庁舎	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8005
志賀町役場本庁舎	志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9221
石川県珠洲農林事務所	珠洲市野々江町シ-32	0120-338-760

※JA内浦町営農経済課の相談窓口は、12月23日(月)以降、JAのと本店の相談窓口に統合します